

古事類苑

地部十八

上野國

上野國ハ、カウツケノクニト云ヒ、舊クハ、カミツケヌノクニト云フ、東山道ニ在リ、東ハ下野、西ハ信濃、南ハ武藏、北ハ越後、岩代ニ界シ、東西凡ソ二十三里、南北凡ソ二十五里、其地勢ハ山野殆ド相半シ、田野概シテ開ケタリ、此國ハ古ヘ國府ヲ群馬郡ニ置キ、碓氷片岡、甘樂、多胡、綠野、那波、群馬、吾妻、利根、勢多、佐位、新田、山田、邑樂ノ十四郡ヲ管シ、延喜ノ制、大國ニ列ス、明治維新ノ後、屢廢合ヲ行ヒテ、勢多、群馬、多野、北甘樂、碓氷、吾妻、利根、山田、新田、邑樂、佐波ノ十一郡ト爲シ、新ニ前橋、高崎ノ二市ヲ設ケ、群馬縣ヲシテ之ヲ治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五國郡〕上野加三豆

〔倭訓栞前編六加〕かうづけ 上野をいふ、上津毛野の略也、

〔日本風土記寄語島名〕上野庚子計

〔古事記傳二十三〕上毛野カミツケヌは、和名抄に上野加三豆國とある是なり、毛字を省きて上野と書クは、二字

野國とあり、又後世野を略きて、かみつけとのみ云は訛なり、又其をかうづけと呼なり、云萬葉十四、上野國歌に、可美都氣努、又可美都氣野カミツケヌなどよめり、又一可美都氣乃カミツケヌもこるにこそ、野字は、奴の誤なるべ

ばなり、凡そ此國名をよめる歌、十二首ある中に、乃と云るは、只一にも無ければ、みな奴なるを、非れ名義未思得ず、毛は草木を云か、木を氣と云ることもあり、顯山古今注に、坂東は足柄の關より東ない